

○川崎市事務分掌条例

【昭和38年川崎市条例第32号】

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び本部を置く。

総務企画局

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 市の総合企画に関すること。
- (4) 市政の調査及び調整に関すること。
- (5) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (6) 行政管理及び電子計算組織に関すること。
- (7) 人事管理に関すること。
- (8) その他他の主管に属しないこと。

財政局

- (1) 市の予算、市税その他財政に関すること。
- (2) 管財及び用度に関すること。

市民文化局

- (1) 市民の生活に関すること。
- (2) スポーツに関すること。
- (3) 文化に関すること。

経済労働局

- (1) 産業経済に関すること。
- (2) 労政に関すること。
- (3) 競輪事業に関すること。

環境局

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関すること。

健康福祉局

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 社会保障に関すること。

こども未来局

- (1) 子ども及び青少年の育成に関すること。

まちづくり局

- (1) 都市計画、都市開発及び区画整理に関すること。
- (2) 住宅及び営繕に関すること。
- (3) 建築に関すること。

建設緑政局

- (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関すること。
- (2) 道路、河川その他土木に関すること。
- (3) 用地に関すること。

港湾局

- (1) 港湾に関すること。

臨海部国際戦略本部

- (1) 臨海部に係る施策の調整及び国際戦略拠点の形成に関すること。

危機管理本部

- (1) 危機管理の統括に関すること。

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。